

備前市ふるさと納税特産品贈呈事業について

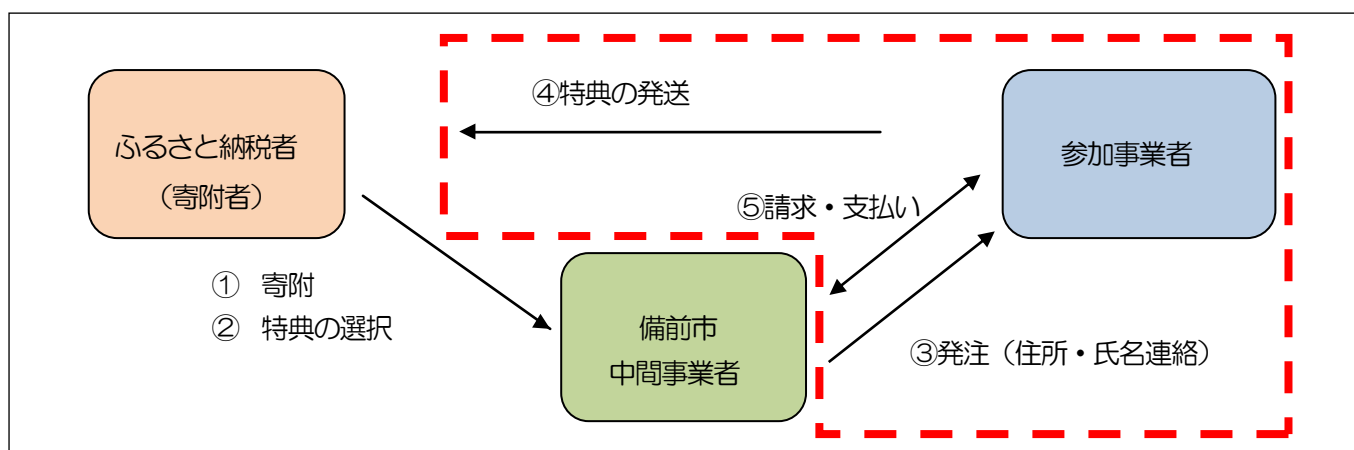
〈ふるさと納税〉で地元特産品等を提供していただける事業者を募集します！

1 目的

備前市では、「ふるさと納税」の推進と地元物産の振興を図ることを目的に、ふるさと納税により寄附をされた方に、地元企業や業者が取り扱う商品やサービスを特典として贈呈しています。そこで、特典を提供していただける市内協力事業所を募集していきます。

特典として採用されますと「ふるさと納税」案内パンフレットへの掲載や市ホームページ等でのPRを行います。

【事業イメージ図】



【ふるさと納税制度とは】

個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄附された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて全額控除される仕組みです。

2 市内協力事業所要件

下記のいずれかに該当すること

- (1) 市内に事務所、営業所、支店等を有する事業所
- (2) 備前市内に工場等を有し、当該市内工場等で生産した商品を対象商品とする事業所

3 特典について

(1) 要件

- ・原則、市内に事業所等がある法人や個人事業者などが本市で製造・加工等する商品又は市内で提供されるサービスで、本市のPRに繋がるような商品。
- ・市から依頼後、速やかに商品が発送できること（3週間以内が目安）。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、5日以上消費期限が保障される商品であること。
- ・1事業者あたり申請可能な特典数は原則20点とする。（色・サイズ違いも1点とみなします。）

- 以下の商品については、取扱うことができませんので、留意してください。
 - 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金）
 - 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車）
 - 地域外で生産されたもの

(2) 価格

特典は、次に掲げる表の「負担金」相当のものとし、市は規定する負担金を代金として支払います。

なお、負担金の上限を1特典あたり原則50万円未満とします。

負担金	内訳
返礼品定価額	商品代+梱包に係る費用

4 市内協力事業所のメリット

- 県内外に市ホームページやパンフレット等を通して、商品名等がPRできます。
- 商品発送時に他の商品のチラシ等の同封ができ、事業所や商品のPRにつながります。

5 申請方法

別添のふるさと納税事業参加申請書を下記へ提出してください。画像データは電子メールにて併せて提出して下さい。

【画像サイズ】2種類提出



※掲載・受付開始は承認後、各サイトに順次掲載されます。

なお、申請書は電子ファイル（ワード形式）も用意しています。お問い合わせください。

6 申請・問い合わせ先

〒705-8602 備前市東片上126番地

備前市役所 産業振興課 ふるさと応援係

TEL : 0869-64-1805 FAX : 0869-64-1850

E-Mail : bzfurusato@city.bizen.lg.jp